

北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 4 5 9	千円 1,418,527	千円 61,661	千円 204,785	% 14.4	% 14.4

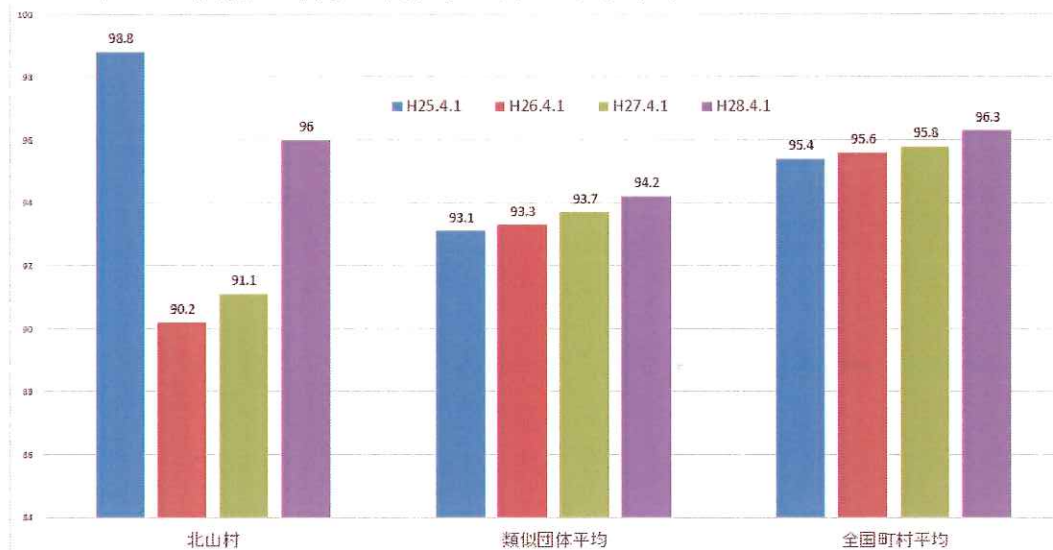
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 17	千円 62,460	千円 10,379	千円 23,177	千円 96,016

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)町村類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,053	千円 5,424

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し 実施

〔給料表の改定実施時期〕 平成27年4月1日

〔実施内容〕 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえて平均2%の引下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北山村	38.7歳	282,142円	312,273円	309,763円
和歌山県	43.2歳	330,689円	418,752円	372,775円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.6歳	295,805円	338,210円	322,016円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分	北山村	和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

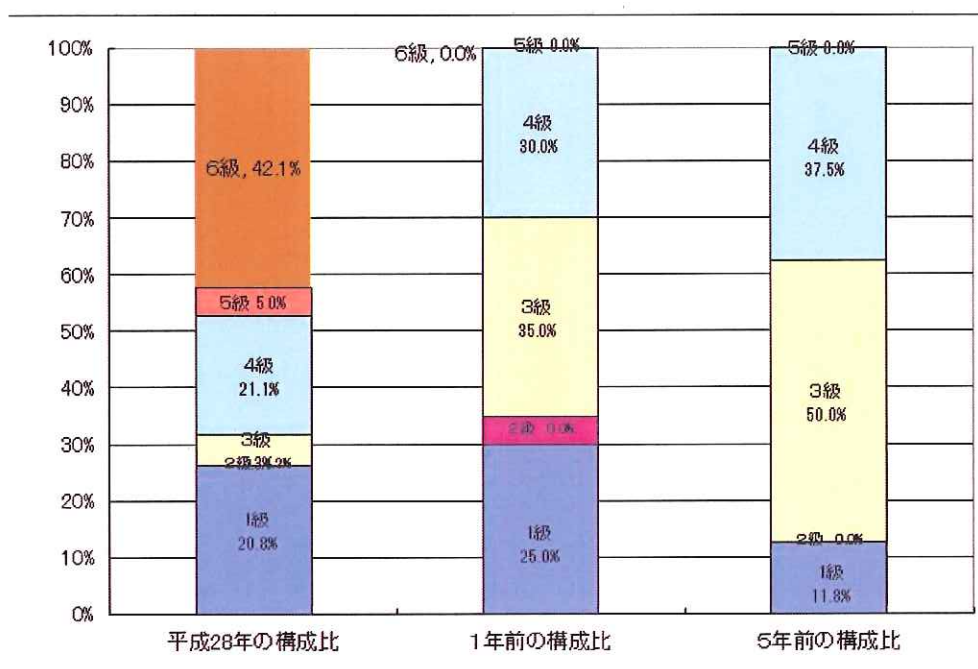
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	円	円
	短大卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事・課長	5人	26.2%	317,000円	409,000円
5級	副課長・課長代理	0人	0.0%	286,200円	391,800円
4級	課長補佐の職務	1人	5.3%	259,900円	383,000円
3級	主査の職務	4人	21.1%	226,400円	348,800円
2級	副主査の職務	1人	5.0%	190,200円	303,000円
1級	主事の職務	8人	42.1%	140,100円	246,100円

- (注) 1 北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に5級制から6級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	北山村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北山村	和歌山県	国
1人当りの平均支給額(27年度) 781 千円	1人当りの平均支給額(27年度) 1,611 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (一)月分 (一)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	北山村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

北山村	国
(支給率) 自己都合 20.445 月分 応募認定・定年 25.55625 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～20%) 1人当たり平均支給額 17,335 千円	(支給率) 自己都合 20.445 月分 応募認定・定年 25.55625 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	1,219 千円
職員1人当りの平均支給年額(27年度決算)	20 千円
支給実績(26年度決算)	2,119 千円
職員1人当りの平均支給年額(26年度決算)	10 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円・ 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目は 11,000円 ・満16歳の年度当初から満22歳の年度までの子には5,000円加算	同じ	—	2,670千円	267,000円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度額27,000円 新築・購入の日から5年以内2,500円	同じ	—	561千円	280,500円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額(最高55,000円) 自動車等利用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を支給	同じ	—	260千円	32,463円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異なる	参事・教育次長 45,000円 課長 35,000円	2,100千円	420,000円
宿直手当	宿直勤務を行った職員に支給 1回 4,200円	同じ	—	1,600千円	84,221円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
料 給	市 区 町 村 長	530,000 円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 763,000 円 / 384,000 円
	報 酬	議 長 副 議 長 議 員	() () ()
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(27年度支給割合) 2.60月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 2.60月分	
手 退 当 職	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料の月額×在職月数×43.3/100 11,016千円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

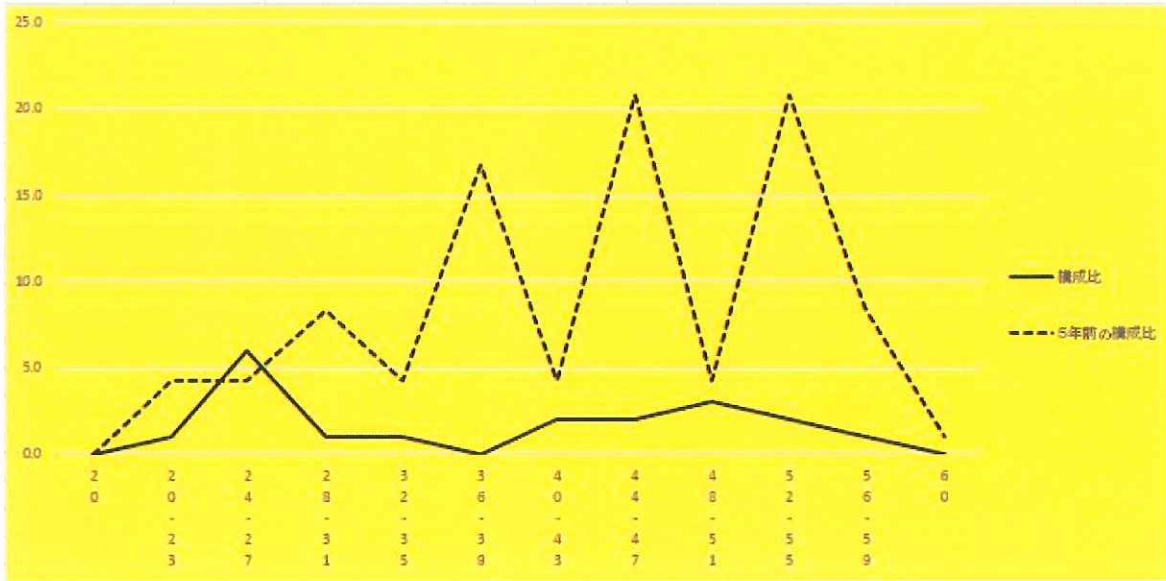
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成28年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1	
		総 務	7	7		
		税 務	1	1		
		民 生	3	2		
		衛 生	1	1		
農 林 水 産		2	2			
土 木	2	2				
	計	17	16	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 370.37人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.40人)	
	教 育 部 門	2	1	1		
	消 防 部 門					
	小 計	19	17	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 413.94人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 213.85人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道		1	1	1	
	そ の 他	5	5	0		
	小 計	5	6	1		
合 計		24	23	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 522.88人	
		[30]	[30]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	6人	1人	1人	0人	2人	2人	3人	2人	1人	0人	19人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	16	17	15	15	16	17	1 (7.14%)
教育	3	2	2	2	1	2	1 (33.33%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	17	19	17	17	17	19	2 (11.76%)
公営企業等会計計	8	6	7	7	6	5	△3 (37.5%)
総合計	25	25	24	24	23	24	△1 (4.00%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。